



鳥取県公報

平成 26 年 8 月 8 日 (金)
第 8 6 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査の実施 (594) (観光戦略課) 2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー
ビス事業者の指定 (595) (西部総合事務所福祉保健局) 2
- ◇ 公 告 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 3

告 示

鳥取県告示第594号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査
- 2 調査の目的
県内に訪れる外国人観光客の動向を把握し、インバウンド施策等の基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の宿泊施設及び外国人割引を実施している観光施設
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
国籍別外国人観光客及び宿泊客延べ人数
 - (2) その基準となる期間
毎月1日から末日まで
- 5 報告を求める者
選定した宿泊施設約82施設及び観光施設約16施設
- 6 報告を求めるために用いる方法
宿泊施設及び観光施設から直接に又は市町村を通じて報告を受ける。
- 7 報告を求める期間
平成26年8月10日以降各月
- 8 調査票情報の保存期間
2年間
- 9 結果の公表方法
国籍別外国人観光地入込み・宿泊施設宿泊者数調査としてホームページ等により公表する。

鳥取県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	吾亦紅	米子市彦名町2850-1	就労移行支援	平成26年8月 1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年9月7日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成26年9月7日 午後1時から午後 3時20分まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月8日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成26年9月8日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月22日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年9月2日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	6人
平成26年9月2日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	1人
平成26年9月4日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月9日 午前9時から正午	〃	〃	〃	〃

まで				
平成26年9月11日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月16日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月18日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月25日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年9月30日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課題

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。